

平成30年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業について

～保証会社の『ゼロ債金融保証』～

ゼロ国債工事等に係る公共工事の円滑な施工を確保するため、早期着工に要する資金を金融機関から調達する際に、当社が債務保証を行うことで金融機関からの融資が受けやすくなります。

■今回対象となる公共工事

平成30年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に前払金の支出を伴わない工事が対象となります。

■保証の範囲

当該公共工事について、平成31年度に支出予定の前払金相当額を限度とします。

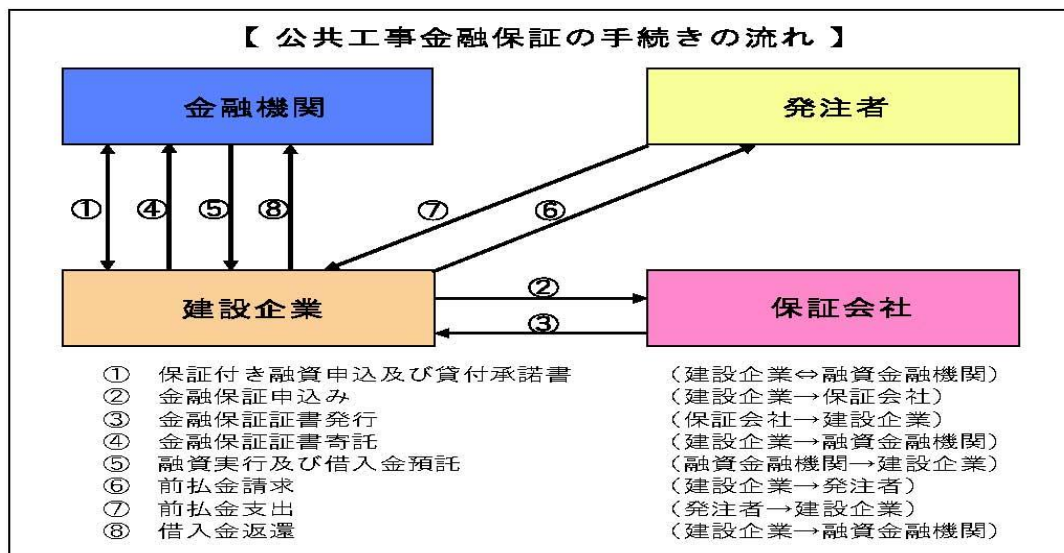
■お申込みの前に

金融保証のご利用にあたり、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 平成31年度に前払金の支払いが予定されている工事であること。
- ② 低入札価格調査等の対象となった者と契約した工事でないこと。
- ③ 当該公共工事の施工に係る資金の融資について、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関から、当社の金融保証を条件として融資の承諾が得られること。

■保証料率

保証金額（借入金）に対して日歩3厘（年利1.095%）となります。
なお、借入金に対しては、別途金融機関所定の貸出利息が必要となります。



【お問い合わせ先】

●北海道建設業信用保証株式会社 業務部

住所：札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館4階（〒060-0004）

電話：011-221-2092 FAX：011-222-7148

ホームページ：<http://www2.hokkaido-cs.co.jp>